

一般社団法人外壁打診調査協会会員規約

第1条（定義）

外壁打診調査協会（以下「当会」という）は、一般社団法人外壁打診調査協会（以下「当協会」という）の行う事業の趣旨に賛同し、当協会とともに外壁打診調査業界の発展に寄与しようとする第2条に規定する者を構成員とする当協会の会員組織である。

第2条（会員の種類）

会員の種類は以下の通りとする。

1. 正会員

当協会の主催する資格認定講座を受講し、外壁打診調査事業者の認定を受けた者及び上級外壁打診調査士又は外壁打診調査士の資格認定を受けた者。

2. 賛助会員

当協会並びに外壁打診調査業界の発展に協力する意思を持ち、当会への加入を希望する者で、当協会が認めた者。

第3条（加入手続き）

当会への加入は以下の手続きによるものとする。

1. 正会員は、正会員の資格取得と同時に、すべて自動的に当会会員となるものとする。
2. 賛助会員は、当協会所定の入会申込書を協会あてに提出し、当協会が加入を承認することで会員資格を取得できるものとする。

第4条（会員特典）

1. 正会員

①会員限定の業界情報の取得

会員限定メール等で、各種講習会等の開催通知や業界情報等の提供が受けられる。

②会員向け研修会・セミナーへの参加資格の取得

当協会が開催する各種講習会（実技講習会、報告書作成講習会等）に参加することができる。

③当協会主催の情報交換会（懇親会）へ参加できる。

2. 賛助会員

上記正会員と同様の会員特典を得られるほか、正会員とともに、当協会ホームページ上の「会員一覧」に、社名、個人名等の会員情報が掲載される。

第5条（会費）

当会会員は、以下の会費を納入しなければならない。

1. 正会員

認定外壁打診調査事業者：月額2,500円（2年間6万円）（消費税別）

認定上級外壁打診調査士：月額1,000円（2年間2万4千円）（消費税別）

認定外壁打診調査士：月額1,000円（2年間2万4千円）（消費税別）

（注1）上記いずれについても、会員資格取得後2年間の会費は、資格認定講座の受講料に含まれるものとし、資格更新（有効期間2年）時に、改めて2年間分の会費を納入するものとする。

（注2）当協会が提供する外壁打診調査実施時に使用するソフトウェアプログラムの使用許諾契約を当協会と締結している、認定外壁打診調査事業者及び認定上級外壁打診調査士については、当該契約に基づく使用料を別途負担するものとする。

2. 賛助会員：年間3万円（消費税別）を会員資格取得時に納入し、以後1年ごとに当協会の請求に基づき会費を納入するものとする。

第6条（退会）

当会会員は、当協会に通知することにより、いつでも当会を退会できるものとする。

但し、正会員が退会する場合は、外壁打診調査事業者及び上級外壁打診調査士又は外壁打診調査士の資格を失うものとする。

尚、納入済みの会費については、返還しないものとする。

第7条（会員資格の喪失）

当会会員が以下のいずれかに該当した場合は、会員資格を失うものとする。

- ①別途定める、外壁打診調査事業者、上級外壁打診調査士、外壁打診調査士に係る資格認定要領の「資格の停止・取消」に該当することとなったとき
- ②第5条の会費納入を怠ったとき
- ③その他、社会規範に反する行為等により、当協会が当会会員にふさわしくないと判断したとき

第8条（規約の掲示並びに改廃）

本規約は、当協会ホームページ上に常時掲載するものとし、規約内容の改定等については、その都度、会員に通知するものとする。

（附則）

本規約は、平成28年4月1日より発効するものとする。